

# 求職活動申立書

私の求職活動は下記のとおり相違ないことを申し立てます。

つきましては、就労先が決まり次第、就労を証明する書類を提出します。

なお、保育所等の利用開始日から求職活動での支給認定期間が終了するまでに就労することができず、また、他の保育を必要とする事由にも該当しない場合、認定期間の終了をもって退所することに異議はありません。

申立日 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

(自署又は記名押印)

《これから利用申込を行う人》	
求職活動の状況	該当する項目を <b>1つ</b> 選択してください。 ※いずれの場合も保育が必要な事由に該当し利用申込できます。 <input type="checkbox"/> 保育所等を利用でき次第求職活動を始める ……以下は回答不要 <input type="checkbox"/> 保育所等の利用開始前に求職活動を始める予定 ……以下は回答不要 <input type="checkbox"/> 既に求職活動を始めている ……「求職活動の内容」へ
求職活動の内容	「既に求職活動を始めている」にチェックした方は該当する項目を選択してください。(複数選択可)  <input type="checkbox"/> 自宅で求人サイトやアプリ等を閲覧している。 <input type="checkbox"/> 派遣会社等に登録している。 <input type="checkbox"/> 求人情報誌等を閲覧している。 <input type="checkbox"/> 企業等の採用選考(面接等)など外出を伴う求職活動を行っている。 (※ 要添付資料) <b>【添付資料】</b> ・ハローワークを利用している場合は、ハローワークが発行する紹介状の本人控えの写し ・直接企業等へ申し込んでいる場合は、面接試験等に参加することが分かる書類 ※第1～3期申込時はハローワークからの紹介日、企業からの通知日が受付期間開始日以降のもの、随時期申込時は紹介日、通知日がおおむね3か月以内のものが有効
《現在、保育所等を利用している人》	
求職活動開始日	年 月 日
※認定理由を就労から求職活動に変更する場合は、 <b>退職日の翌日</b> を記入してください。	

## ※注意事項※

- ・求職活動を理由とする保育所等の認定期間は、年度内において合計90日を経過する日の月末までです。ただし、連続して90日を経過する場合は、その月末までです。
- ・利用申込中で求職活動の内容に変更があった場合は、再度、求職活動申立書の提出が必要です。